社会福祉法人のディスクロージャーに関する一考察 - プライバシーとのバランスを巡って -

國 見 真理子

〈要旨〉

社会保障関係費増大などで深刻化する財政赤字を前に、日本の社会福祉制度を支えてきた社会福祉法人(以下、「社福法人」と略す)は現在も適正な福祉経営を実践しているといえるのかという問題意識から、社福法人のディスクロージャーに焦点を当てて検討することが本稿の主目的である。社福法人は地域福祉において欠かせない存在である以上、事業内容のディスクロージャーは経営の健全性を確保するために重要であるからである。

他方、ディスクロージャーを推進する上で、忘れてはならないのはプライバシー保護である。現場では社会的弱者のケアが中心ということもあって、むしろプライバシー保護の過剰反応傾向すらみられることもある。そこで、ディスクロージャー推進の阻害要因ともなりうるプライバシー保護の問題を絡めつつ、本稿では社福法人のディスクロージャーの在り方を検討することを試みたい。福祉サービスの質の向上を目指すためには、個々人のプライバシーには配慮しつつも、介護事故のようなリスク情報を今後の教訓にするためには、適宜公表などを通じた社福法人のディスクロージャー推進が必要と考える。

〈キーワード〉

社会福祉法人, ディスクロージャー, プライバシー, 社会福祉法, 福祉経営, リスク情報

I. 問題意識

1947年に日本国憲法が公布され、社会権としての生存権の規定が定められたことで、社会福祉に関する人権が憲法上の権利として初めて認められた(25条)。その具体化として、例えば、1950年に首相の諮問機関である社会保障制度審議会が「社会保障制度に関する勧告」において、戦後日本の社会保障制度構築の青写真となる構想を示して早急に対策を立てるように政府に提言したことが挙げられる¹⁾。主な分野は社会保険、公的扶助、社会福祉、保健・医療であるが、内容は時代によって変遷してきた。1950年代は保護、援護育成を必要とする者の自立、更生、育成のための個別指導、援助といった救貧的なものが中心的であったが、1960年代になると

救貧的役割を越えて低所得者対策などの防貧的役割が重要となり、社会福祉3法体制から精神 薄弱・老人・母子福祉の3法を追加した福祉6法体制への拡大が行われた。

だが、1970年代から80年代には、これまでの拡大一辺倒に対する見直しが余儀なくされ、重点化・効率化そして量的拡大の抑制が求められるようになった²⁾。背景には経済成長率低下や財政事情悪化、民営化推進による小さな政府論の提唱などに伴って、「社会保障が家族を支える関係」から「家族が社会保障を支える関係」への転換が挙げられる³⁾。この傾向は財政赤字の深刻化や規制緩和などの社会情勢変化と共に強まっており、急激な少子高齢化による国の一般会計の最大支出が社会保障関係費である今日、財政再建のために社会福祉分野の制度見直しは一層進展している。更に、国内市場開放を求めるTPP交渉などで福祉サービスに対する競争圧力の高まりによって、社会福祉分野を取り巻く状況は、今後厳しさを増すことが予想される。

他方,東日本大震災のような未曾有の災害を通じて,人々の絆,人間関係の連帯や相互扶助を求める声も高まり,社会福祉分野の重要性は改めて見直されている。

社会福祉サービスの提供主体は、国や地方公共団体をはじめ、社福法人、NPOそして営利企業など多様化している。この中で社会福祉サービスの主な担い手たる社福法人は戦後まもない1946年制定の社会福祉事業法(現、社会福祉法)に基づき創設され、措置委託制度を基に地域福祉の重要な役割を担ってきた。これは公による福祉サービスと一体となって、措置という行政処分を社福法人が具体化するということで、地域社会の福祉サービスのセーフティネットとして機能してきたともいえる。

しかし、サービスの一層の質的、量的拡充を図るとともに、選別主義から普遍主義的な利用を可能にする制度的な保障を確立すること、サービス利用者の選択の幅を拡大することを目的に1990年に福祉八法の改正が行われ、利用者に対するアカウンタビリティとしての社福法人のディスクロージャーが脚光を浴びるようになった。2000年の介護保険導入で福祉サービスに対する利用者の契約主体意識や納税者のコスト意識も高まっている。

このように社会福祉分野を取り巻く社会状況が大きく変化する中,今後の望ましい社会福祉制度とは一体どのようなものだろうか。本稿では、ディスクロージャーの観点から社福法人の経営に注目して考察を試みたい。具体的には、高齢社会の下、社会保障関係費増大などで深刻化する財政赤字を前に、日本の社会福祉制度を支えてきた社福法人は適正な福祉経営を実践しているといえるのかという問題意識から、社福法人のディスクロージャーに焦点を当てて、プライバシー保護との関係を絡めて検討を行う。

Ⅱ. 社会福祉法人を取り巻く環境の変化

1. はじめに

社福法人とは「社会福祉事業を目的として設立された法人」(社会福祉法第22条)として、都 道府県知事や厚生労働大臣の認可を受け、設立の登記によって成立する。公益法人の一種で あるが、事業の経営にあてるため収益事業を行うことができる。

社福法人は社会福祉目的の事業の基本事項を定め、「福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図る」とともに、「社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保」や「社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図る」ことを通じて「社会福祉の増進に資すること」を目的とする(同第1条)。社福法人が実施目的とする「社会福祉事業」とは、第2条によれば、施設運営を中心とした第一種社会福祉事業(2項)と、第二種社会福祉事業(3項)の2種類が社会福祉事業として分類される⁴。

第一種社会福祉事業は国,地方公共団体又は社福法人が社会福祉事業の経営主体とすることを原則(第60条)として,60年以上に渡って社福法人がその中心的役割を果たしてきた。社福法人は,元来,民法の規定に基づく公益法人から発展した特別法人として社会福祉事業を行うことを目的とする公益法人であり、「公益性」と「非営利性」を基本的要件とし、非課税措置や公的助成など各種優遇制度の恩恵を受けている。

2. アカウンタビリティ要請の高まり

他の先進国に類をみないペースでの高齢化、社会保障関係費の増加、グローバル競争の下での規制緩和などの社会事情の変化とあいまって、社福法人に対する環境は厳しくなっている。近年では介護保険制度導入など一連の社会福祉制度の改革議論を通じて、第一種社会福祉事業の一つである特別養護老人ホーム(以下、「特養」と略す)に株式会社の参入を認めるべきだという意見や、介護分野に関する社福法人等への優遇措置の見直し提言など、従来の社会福祉事業経営の枠組みに対する風当りが強くなってきている50。

更に、保有資産の非効率的運用、引きこもりや不登校といった新たな社会問題に対する消極的 姿勢、優遇措置に相応する社会的役割を果たしていないなど、社福法人の既得権益たる独占的 保護が問題視されるようになっている。

これまで国や自治体のようなパブリックセクターは、法人設立許認可や公金投入などを通じて、 社福法人に対する監視の役割を果たしてきた。更に、介護保険導入の結果、利用者意識や納 税者のコスト意識が高まり、社福法人に対する一般市民の関心は高まっている。社福法人は障害 者や高齢者といったコミュニティの一員と深いかかわりを持つ以上、プライベートセクターに属する 一般市民も社福法人のガバナンスに対してより積極的にコミットしていく必要がある。

このように長らく手厚い公的助成や規制で保護されてきた社福法人を巡る環境は非常に厳しくなっているが、社福法人の存続のためには、利用者をはじめ地域福祉制度を支えてきた納税者としての地域住民からの理解は欠かせない。

そのため、本稿では介護保険導入によって権利意識の高まった利用者や地域住民(納税者)の 立場からみた社福法人のアカウンタビリティに関して検討する。まずは、一般市民に対するアカウン タビリティとして欠かせないディスクロージャー(情報公開)について見てみることにしたい。

Ⅲ. ディスクロージャー(情報公開)の役割

1. 概説

そもそもディスクロージャーの概念は、営利企業の事業内容に関して、株主のような利害関係を有する外部第三者に対する情報開示制度として発達してきた。例えば、神崎(1978)によれば、ディスクロージャーとは「企業に関する重要な情報を企業が取り巻く利害関係者(=ステイクホルダー。以下では、「ステイクホルダー」と呼ぶこととする)に広く明らかにすること」とされる。のっまり、ディスクロージャーとは企業等の組織体が保有する一定の事実を世間一般に公開することを意味する。それは、ステイクホルダーに組織体に関する判断材料を提供することを目的としており、ステイクホルダーに公表された情報に基づく判断の結果が健全な企業制度の発展に寄与することを前提としている。

ディスクロージャーの機能とは、「社会上ならびに産業上の病弊を矯正する手段として、推奨される」ものであるとBrandeis (1914) は指摘する ⁷⁾。 利用者保護のためには、組織体の情報ディスクロージャーこそが最も効果的手段といえる。 なぜなら、情報公開による効用は有用な情報を提供することを通じて、情報を得た者が適切な判断ができる条件が揃うということにとどまらず、情報公開を実施する者に対する社会的牽制機能をも包含するからである。組織に対する社会的期待とそれに対するアカウンタビリティのための社会的機能として、ディスクロージャーが存在するとも言われている ⁸⁾。

このようにディスクロージャーは歴史的には投資家の投資に際する判断材料提供という意味で、財務情報を中心とした企業内容開示制度として発達してきた。近年ではステイクホルダーとの利害調整手段やモラルハザードに対する社会的防御手段など、ディスクロージャーの概念が広く捉えられるようになってきた。規制緩和、行政の事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への構造的大転換とあいまって、個々人の自己責任がより一層問われる社会⁹⁾になっていく中で、意思決定の判断材料として国家から地方自治体レベルまで各種の情報公開法令の制定が行われるようになった。

従って、ディスクロージャーのような情報公開制度は、投資家のみならず地域住民のような幅広いステイクホルダーに対するアカウンタビリティの観点からも重要といえる。これは一般市民が払う介護保険と利用料によって事業運営され、公的な役割を果たす社福法人のような組織においても同様である。従って、社福法人におけるディスクロージャーとは、「社会福祉法人に関する重要な情報を、法人を取り巻くステイクホルダーに対して広く明らかにすること」といえる。

2. 社会福祉法人の場合

TPP加盟などで国内外から益々高まる規制緩和圧力の下、福祉サービスに対する市場開放要求があるように社福法人を取り巻く競争環境は益々厳しくなっている。社福法人は営利社団法人たる企業との共通点もあるが、公益法人であることから相違点も多い。

公益性の観点からみると、社福法人には事業経営の継続性、安定性が企業より必要とされる。 非営利性の観点からみると、利益分配が求められる営利企業ではステイクホルダーの一翼を担う 投資家との結びつきが強い。そのため、企業に対するディスクロージャー要請は従前より強いので あるが、近年は制度的要請が一層強まっている。

他方, 社福法人の場合, 利益分配がなされないのでプライベートセクターのステイクホルダーとの関わりはさほど強くないのに対し, パブリックセクターとは業務内容や許認可などから結びつきが非常に強く, ディスクロージャーはパブリックセクターに対するものが中心であった 100。

だが、社会福祉分野でも介護保険導入によって市場化が進み、営利企業のようにステイクホルダーに対するディスクロージャーが社福法人にも要求されるようになった¹¹⁾。社福法人に対するディスクロージャー要請の高まりの一例として、新会計基準の導入が挙げられる。近年の制度改革を通じて、社福法人の「公益性」の追求が再認識されると共に、企業会計に近づいた新会計基準導入など社福法人の経営基盤の強化が求められるようになってきた。この新基準によって社福法人全体の財務状況や経営実態の把握が以前よりも可能になった。更に、社福法人が提供する福祉サービス内容把握のために、介護保険法に基づき2006年度から介護サービス情報の公表制度が施行されている。

このように社福法人が地域福祉において欠かせない存在である以上, 社福法人のディスクロージャー進展は非常に重要といえる。次章では, 社福法人におけるディスクロージャー制度の役割を検討するため. 関連規定を見てみる。

№. 社会福祉法人のディスクロージャー関連規定

利用者からみて社福法人についてどのようなディスクロージャーが行われているのだろうか。社会福祉法の関連規定として、以下のようなものが挙げられる。

1. 会計規定

社福法人の事業内容を考えるための最重要情報の一つとして会計情報が挙げられるが、これ に関しては以下のような規定がある。

(会計)

【第 44 条】

- 1 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。
- 2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及 び収支計算書を作成しなければならない。
- 3 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

4 社会福祉法人は、第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所 に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の 利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供 しなければならない。

本規定に基づき社福法人は毎年会計書類を作成しているが、ここでの作成義務は事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書の4点の財務関連情報である(44条2項)。社福法人は、これらの情報の開示をステイクホルダーから請求されたときは原則的に開示しなくてはらない(同4項)。よって、社福法人では財務諸表作成とステイクホルダーへのディスクロージャーは法定義務として課されているといえる。

社福法人の財務情報作成の際に適用される会計基準は時代に応じて変化してきた。戦後間もなく制度化されたばかりの頃の社福法人は生活困窮者や障害者などの対策を前提としていたので、その基本的枠組みの下で策定された当初の社福法人の会計基準(1952年「社会福祉法人会計要領」)では企業会計の方法を社福法人に適用する手法が取られていた¹²⁾。

だが、行政処分に基づく措置委託制度が長らく続いたため、制度に対応した経理規程準則 (1976年「社会福祉法人経理規定準則」)に改められた。これは、措置費等公的資金の収支明瞭化と受託責任を明らかにすることを基本目的とした。

その後、少子高齢化など社会変化に対応するため、介護保険制度が導入され、福祉サービスは原則として個人で選択し、サービス事業者と契約する契約方式制度に移行した。これに伴い、2000年に「社会福祉法人会計基準」が策定された。その特徴としては、措置制度における資金区分が弾力化されたこと、損益計算方法や減価償却制度が導入されたこと、そして新たに事業活動収支計算書の作成が必要になったことである。また、社福法人の計算書類等についても、2000年度から外部に公開されることになった。

更に、周辺領域の会計基準環境も大きく変化した。企業会計分野では、国際的調和の観点から会計基準の改訂が順次行われ、公益法人の会計基準も大幅な改正が実施された。社福法人においても、効率的な法人経営と公的資金・寄付金受け入れ等に対する国民や寄付者への説明責任が強く求められるようになった。事業の効率性に関する情報や事業活動状況の明確な表示が要請されることになった。

以上のような背景から、会計ルール併存の解消による事務の簡素化や社会経済状況の変化への対応を目的に、2011 年 7 月に「新社会福祉法人会計基準」(2012 年 4 月から適用)が公表された。その主な特徴は以下の通りである $^{13)}$ 。

社福法人が行うすべての事業(社会福祉事業・公益事業・収益事業)を対象とする。そして、 法人全体の財務状況を明らかにして経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資す るものとする。また、新基準による会計書類作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準、企業会計原則などを参考にすることが求められる。

新しい会計基準の功績としては、第一に、従来の事業毎の会計から全事業の包括的な会計として財務情報を統一的に整理した点が挙げられる。これは、企業会計における連結会計の考えと通じるもので、経営主体全体の資産規模や収益性把握のために必要不可欠なことといえる。第二に、従来の会計基準に比べて、社福法人を取り巻く外部のステイクホルダーへのディスクロージャーを意識・促進しようとする点が挙げられる。

このような新しい会計基準によって、ディスクロージャーの促進姿勢が強まった点、及びアカウンタ ビリティの観点から社福法人に対して財務状況を中心にディスクロージャーを要求するルールを策 定した点は極めて重要といえる。

2. 経営原則

(経営の原則)

【第24条】社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

本規定は、措置委託から契約方式への転換など社福法人の経営環境が激変する中で全面 改正された社会福祉法において新設されたものである。これは、社福法人が事業を行うに当たり、 念頭に置かなければならない経営原則について定めている。

ここでは「経営基盤の強化」とあわせて「福祉サービスの質の向上や経営の透明性確保を図る」ためには、会計情報のような財務情報のみならず、経営者に関する情報など非財務情報も包含する事業経営内容のディスクロージャーが重要となる¹⁴。

社福法人の財務情報としては、社福法人の事業内容に関する情報のうち、会計関係書類のような情報のことを指す。具体的には、法定作成義務のある事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(社会福祉法 44 条 2 項)等が挙げられる。

他方, 社福法人の非財務情報とは, 社福法人の事業内容に関する情報のうち, 財務以外の情報のことを指す。法定作成義務は課されていないものの, 理事長などの経営者情報, 従業員状況, 事業環境, リスク情報や経営分析情報などが挙げられる。

ステイクホルダーにとっては、財務情報と非財務情報の双方が開示されることで社福法人の事業内容の的確な状況把握をすることができる。これらのディスクロージャーの推進は社福法人の健全な経営基盤強化及びサービスの質の向上や透明性確保の局面において極めて重要なファク

ターといえる。

3. 行政監督

(一般的監督)

【第56条】厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は、法令、法令に基づいてする行政 庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福 祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の 業務及び財産の状況を検査させることができる。

社福法人の作成する業務内容や会計情報に対して重大な違反などがある場合には、所轄官庁が事業内容や会計情報などの検査を行う。そのような場合、社福法人は行政指導や認可取消という形でペナルティを受けることもある。

4. まとめ

社福法人のディスクロージャー根拠としては、社会福祉法上の経営の透明性、財務諸表などの経営情報開示やステイクホルダーへの説明責任(アカウンタビリティ)、そして各種の行政指導といったものが主なものと考えられる。そこで、次章では、社福法人のディスクロージャーの現状に関する検討を行う。

Ⅴ. 社会福祉法人のディスクロージャー

1. はじめに

現在, 社福法人はどれぐらい存在するのだろうか。1980年の9700から2011年度末では19000強の法人数と、30年で2倍程度に増加している【表1】。

【表 1】社会福祉法人数の推移

	1980 年	1990 年	2000年	2010年	2011 年
厚労大臣所管	9741	118	138	308	330
都道府県知事所管	N.A.	13305	16553	18674	19206
合計	9741	13423	16691	18982	19536

出典:平成24年度版構成労働白書資料(厚生労働省社会・援護局調べ)より作成。

福祉サービスには高齢者、障害者、婦女子、保護施設など各種あるが、社会福祉サービスの供給主体の内、社福法人が担っている割合は4割強を占める¹⁵⁾。このように社福法人が対象とする事業は高齢・障害・母子支援など多種多様のために、全分野の社福法人の開示状況を網羅的に調べるのは紙面のスペース上から極めて困難である。

そのため、本稿では福祉分野で極めてニーズが高い特養に注目して、分析を行うこととする。 特養は第一種社会福祉事業に該当するため、経営主体は原則として公営か社福法人に限定されている。現在、特養の9割強が社福法人によって運営されており、特養=社福法人経営に近い状況にあるといえる【表 2】。

【表 2】介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)開設主体別構成割合(%)

総	数	都道府県	市区町村	広域連合・ 一部事務組合	日本赤十字社	社会福祉 協議会	社会福祉 法人	社団・ 財団法人	その他
1	00	0.7	4.9	1.8	0.1	0.1	92.2	僅少	僅少

注)社会福祉法人では社会福祉協議会を除外

出典:厚生労働省介護サービス施設・事業所調査(2011年10月)より作成。

2. ディスクロージャーを巡る社会環境の変化

内閣府の調査によれば、現在 65 歳以上の高齢人口比率は 24.1%で、日本の全人口の 1/4 近くに至っている 16)。急激な高齢化や介護保険制度による福祉サービスの利用ニーズが増加したこともあって、特養では深刻な入居待ちなどで自ら入居先を選ぶことは難しい状況にある。経済的に余裕があれば有料老人ホームへの入居、最近ではサービス付高齢者向け住宅などの新しい福祉サービスが登場してきてはいるものの、低所得者や年金暮らしの高齢者にとって、特養は地域福祉において欠かせない存在といえる。

特養の運営主体である社福法人には免税措置や各種の優遇措置が講じられているが、福祉 サービスの利用主体やその家族の多くは納税者でもある以上、特養のサービス内容や経営実態 に対して関心を持っている者も多い。

特養の主たる収入源となっている介護報酬は介護保険によって支払われているが、介護保険の半分は一般市民の保険料によって賄われている。例えば、平成24年度の場合、介護保険特別会計の歳入8.7兆円の中、介護保険料として第1号被保険者からの徴収分は1.7兆円程度(約2割)、残りの大部分は国庫負担金などの国民の税金が投入されている。歳出の中で最多項目の保険給付費は総額8.1兆円である。保険給付費の内訳には、特養などの各種介護サービス利用のための保険給付、予防給付、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、市町村特別給付に要する費用等が含まれる170。消費税増税や社会保険料の値上げ等は福祉サービスの充実を図る目的とされているように、福祉サービスには介護保険を通じて納税者の多額の資金が投入されている。

従って、納税者の立場でもある地域住民は、特養運営の社福法人の事業運営に対する重要なステイクホルダーとして位置づけられる。そこで、次節では、社福法人の情報開示を巡る状況についての検討を行う。

3. 川崎市の場合

1) 社会福祉法人のディスクロージャー

厚労省が実施した全国の社福法人約 19000 法人を対象に実施したアンケート調査によれば、HP若しくは広報誌いずれかで財務諸表の公表を行っている法人は 7900 強 $(41\,\%)$ である $^{18)}$ 。この内、広報誌で公表しているのが 5300 余り(28%)、HPで公表しているのが 3800 余り(20%)であることから、一般に対するディスクロージャーは未だ限定的な状況にあるといえる。

特養の財務諸表のディスクロージャーを巡っては、明治安田生活福祉研究所の先行研究において全国 2100 強の法人から回答を得た調査結果を公表している。これによれば、①事務所による閲覧(約7割)、②会報に掲載(約4割)、③HP上に掲載が(約3割)<複数回答可>が主な方法である¹⁹⁾。

よって、現在の社福法人の多くは、HPや広報誌といった一般向けの媒体で、誰でも気軽に経営情報をみることができるレベルでのディスクロージャーを行っていない状況にある。

そこで、厚生労働省の介護情報サービス検索システム等を利用して、川崎市における特養の開示状況を調査した【表 3】。川崎市の公表情報においては38施設(平成24年度現在)が運営されている中、35施設にはHPがあり(92.1%)、HPがないのは3施設(7.9%)である。HP上で財務諸表を開示している法人20施設(52.6%)の多くは市内や近隣地区で複数の特養その他の福祉事業を実施しているグループ法人であり、単独経営の施設ではHP上の開示を行っているところは少なかった。

開示内容の内訳としては、貸借対照表や事業報告書に関する何らの説明もなく近年の年度の計算書類のみをHP上載せているものが大半であり、ステイクホルダーに対する事業内容のアカウンタビリティとしては全般的に足りない状況にある。

その上,理事構成や事業内容の具体的説明といった非財務情報の開示については僅か 15 施設(22%)に過ぎず、その中身についても法人毎にかなりの格差がある。介護事故情報などはリスクマネジメント上重要な非財務情報といえるが、HPで開示しているのは僅か 1 法人に過ぎなかった。日頃から法人がリスク分析を適切に行い、かつそれをフィードバックすることで、はじめて利用者などのステイクホルダーに事故原因などを明確に説明できるのではなかろうか。実際、訴訟になってしまう事例では、事前に十分な情報開示をしておらず、当事者の不信感を招いてしまっている場合も多く、日頃からステイクホルダーと情報共有に努めていることが何よりのリスクマネジメントになるものと考える。

従って、非財務情報は、利用者などのステイクホルダーからの信頼獲得のために必要な情報といえる。このように特養に関する財務情報と共に非財務情報のディスクロージャーは、今後の更なる推進と開示内容改善が大いに期待されるところである。

尚,特養などの福祉施設では,2月に1度開催される地域運営推進会議において,地元自治体関係者,地域住民の代表者(民生委員や町内会長など)に対し財務諸表など経営指標の開示

【表 3】 川崎市特別養護老人ホームのHP上の開示状況

(平成 24 年現在 N=38)

麻牛区

法人	HP	財務情報	非財務情報
1	0	×	×
2	0	×	\triangle
3	×	×	×
4	0	×	\triangle
5	0	0	×
G6	0	Δ	Δ

中原区

法人	HP	財務情報	非財務情報
G15	0	0	0
G6	0	Δ	Δ
G15	0	0	0
18	\circ	0	0
G19	0	\triangle	×

多摩区

少年四			
法人	HP	財務情報	非財務情報
7	0	×	×
8	0	×	×
G6	0	\triangle	\triangle
9	0	0	0
10	\triangle	×	×
G11	0	0	0
G6	0	\triangle	\triangle
12	0	×	×

幸区

法人	HP	財務情報	非財務情報
20	0	×	×
21	×	×	×
G11	\circ	0	0
G15	\circ	0	0
G14	0	0	×
22	×	×	×

宮前区

法人	HP	財務情報	非財務情報
13	0	×	×
G14	0	0	×
G15	0	0	0
16	0	×	×
17	0	×	×

川崎区

法人	HP	財務情報	非財務情報
G19	\circ	\triangle	×
23	×	×	×
G15	\circ	0	0
G24	0	×	×
G24	0	×	×

◎開示が進んでいる

○基礎情報開示あり

△部分開示

×開示なし

高津区

法人	HP	財務情報	非財務情報
G15	0	0	0
G11	0	0	0
G14	0	0	×

G: 市内で複数の施設をもつグループ法人

出典:川崎市健康福祉局や各社福法人のHP上の公表情報等から作成。

注: 財務情報とは、社会福祉法 44 条 2 項で作成義務が課されている事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支 計算書のことを指す。非財務情報とは、事業内容説明や経営者情報などの財務情報以外の経営関連情報のこ とを指す。 や説明が行われているとされる200。

しかし、社福法人が事業内容のディスクロージャーを目的とする会議を開催していても、身内が 入所するなどして施設と直接かかわりがある家族や民生委員のような地域福祉活動を実践してい る場合はともかく、地域コミュニティが希薄な都市部などでは、施設側がそのような情報公開活動 を行っていることすら知らない一般の地域住民も多く、社福法人の制度的なディスクロージャーが 効果的に機能していない場合もあるだろう。

2) 行政によるディスクロージャー

行政による社福法人の財務情報公開方針としては、規制改革実施計画における閣議決定(平成 25 年 6 月 14 日)を経て、2013 年分から実施されることになった。そこで、川崎市の状況について調べてみた。

川崎市健康福祉局管轄の社福法人一覧としては 46 法人が掲載されている ²¹⁾。ここには特養のみならず障害者施設や社会福祉協議会など他種類の福祉事業を主に営む法人も含まれているのでそれらを除くと、特養に関しては川崎市内の 38 施設の内、複数施設を経営している法人も多いため、法人数としては 23 法人である。

川崎市健康福祉局管轄の下で、財務情報が市役所HP上で開示されている社福法人は18法人(78%)である。掲載情報としては、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書の3点である。その記載内容を見ると、勘定科目の詳細まで明確に開示している法人がある一方、流動資産の内訳が「現金預金」と「仮払金」の2種類のみという大雑把な会計報告のため財務内容詳細が明確でない法人までかなりばらつきがある。

その上、現在は会計基準が移行期間のために旧基準や指導指針を用いている法人もあるため、法人間の財務情報の比較分析は難しい状況にある。

4. 検討

今回の調査結果に鑑みると、従来の特養をはじめとする社福法人においては、一般の地域住民に対するアカウンタビリティはあまり重視されてこなかったものと考えられる。

これを裏付ける先行研究として、例えば、向山・黒木(2013)が挙げられる²²⁾。調査対象の大阪府内の215 法人から回答を得られた社福法人の経営実態アンケート調査結果<複数回答可>によれば、財務諸表のような経営分析指標の利用目的としては、①理事会に諮り説明するため(77.6%)、②経営的な意思決定を行うため(58.8%)、③従業員への説明(492%)が主なものである。このことから経営指標はもっぱら組織内部のために利用するものといえる。外部のステイクホルダーに対しては、④定期的な管理者への報告(42%)、⑤金融機関への借入(35.2%)のように監督権限を持つ役所や金融機関に対するものが中心的である。介護保険の主たる払い手である地域住民に対しては、⑥サービス利用者に参考になる情報提供(22.4%)、⑦その他広く一般

市民に対する説明責任(16.8%)の順となっている。

従って、社福法人の財務諸表開示は、地域住民に対するアカウンタビリティとしてあまり考慮されてこなかったといえる。その背景には、財務諸表はもっぱら内部管理目的であり、外部者の利用可能な情報提供というディスクロージャーの目的に対する社福法人の理解が十分に形成されていなかったことが考えられる²³⁾。

現在の特養における財務諸表開示は事務所での閲覧が中心的であり、HP開示は副次的なものにすぎない。だが、特養への入居を希望する家族がいる場合、何十か所もの特養の事務所で逐一書類を閲覧した上で、どこが入居先として安心できるか比較検討するにはかなりの労力が必要である。現実問題として、地域住民の立場からみると的確な特養の経営情報収集は難しく、今後のディスクロージャー制度の充実が大いに期待されるところである。

その上、HP上開示されている情報レベルは福祉サービス提供主体毎にまちまちである。社福 法人のディスクロージャーは、法人毎に情報開示の内容や方法が任されているために、財務・非 財務情報両面における開示内容へのアカウンタビリティには不十分な点が多い。

更に、介護事故などのリスク情報に関する開示基準が明確でない点など、非財務情報のディスクロージャーは法人毎の判断に任されていることもアカウンタビリティ不足の要因の一つであろう²⁴⁾。

社福法人に対しては、透明性の確保の要請(社会福祉法 24 条)がなされているものの、現在の開示状況では法人自体の経営実態や財務状況が不明瞭なところが多い。社福法人の中には、組織、財務、事業等に重大な課題を抱えているところもある。情報が開示されず、組織内の課題が解決されないため、利用者に対する福祉サービス提供に悪影響を及ぼしかねない問題社福法人の存在も指摘されている²⁵⁾。十分なディスクロージャーがなされないために、問題社福法人が外部からの厳しいチェックも受けずに存続し続けることは、ひいては利用者や地域住民(納税者)に対して多大な損害を及ぼす恐れがある。

以上から,事業報告書の開示内容については,法人間・内の比較可能性を高めるためにも統一的な開示ガイドライン作成が望ましいと考える。たとえば,開示基準の規定を作成して,法定開示の義務付けも改善策として挙げられる²⁶⁾。

実際,2013年度分からは閣議決定を受けて,管轄自治体から,その監督下にある社福法人の財務情報の開示が開始された。ただし,開示されるデータはあくまでも社会福祉法に基づき社福法人に作成と監督自治体への提出義務が課された財務諸表のみである。例えば、川崎市のHP上の開示については、現状では社福法人毎の財務情報をただ羅列したに過ぎず、施設利用主体の立場から見ると、社福法人間の比較検討をするためには極めて使い勝手が悪いものとなってしまっている。

他方, 社福法人の場合, 詳細な開示ガイドラインを作成して, 投資家等に対する上場企業のアカウンタビリティに倣って. 単にディスクロージャーの範囲を拡大させていくことは果たして望ましいの

かという疑問も考えられる。なぜなら、営利追求が主目的の上場企業と異なり、社福法人の主なサービス内容は「公益的」であり、そこには社会的弱者のケアという特性も含まれるからである。法人の内部情報のディスクロージャーを推進しようとすると、介護事故などの内部不祥事では利用者や施設従業員などのプライバシー問題が絡んでくるおそれがある。

そこで、以下ではプライバシー問題を念頭に、ディスクロージャーとの関係を巡って検討すること にしたい。

Ⅵ. ディスクロージャーとプライバシーとの関係

1. はじめに

福祉サービスを提供する現場では、利用主体の個人情報をはじめ保護要請の高いプライバシー情報が多数存在する。その効果的保護のためには、法人自体の内部統制制度構築や充実は欠かせない。だが、現在は内部統制体制構築義務が課されていないため、法人毎に保護レベルはまちまちである。

そもそもプライバシーとは、通常は秘匿しておきたい内部情報である。社福法人の場合、自立 生活困難な利用主体に対する業務が中心である以上、介護事故やその他トラブルが発生するリ スクが健常者相手の業務に比べて高くなってしまう点はやむを得ない。そのため内部情報のディ スクロージャーはかえって風評被害を招くおそれなどもあり、社福法人における介護事故などのリス ク情報のディスクロージャーは課題ではある。

しかし、プライバシー保護が過度の障壁となって、本来必要な社福法人のディスクロージャーが 進まないというのは問題である。社福法人は安定性や継続性が重視される公益法人であることか ら、補助金や非課税優遇措置を受けている。社会保障関係費が国の会計の多くを占める中、社 福法人の存在意義について、地域福祉と関わりの深い地域住民、そして納税者としての国民全 体という広義のステイクホルダーとの関わりを無視して考えることはできない。

そこで、以下ではプライバシー概念について、整理・検討してみる。

2. プライバシーとは

インターネットを通じて世界中に瞬時に情報が伝播してしまう現在、プライバシーという言葉は耳にすることが多いものの、プライバシーの権利について明示的に包括的に定められた法律はなく、 判例法理から憲法上保護に値する権利として認められているにすぎない。

そのため、プライバシー概念を一義的に定めることは難しいが、例えば、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」〔広辞苑、第6版〕や「個人的な日常生活や社会行動を他人に興味本位に見られたり干渉されたりすること無く、安心して過ごすことが出来る自由」〔三省堂新明解国語辞典〕といった定義のように、一般的にはプライバシーとは個人の私生活上の自由を扱う人

権であると考えられている。

ただし、近年では私的な情報が他人からみだりに見られることを防ぐことのみならず、自己情報コントロール権としてのプライバシー保護強化の流れもみられる²⁷⁾。

プライバシーと個人情報保護はイコールではないものの、私生活上の自由という点でオーバーラップしている部分も多い。福祉現場では、2005年の個人情報保護法の施行以来、プライバシー関係にはかなりナーバスになっており、時には過剰反応すらみられる。例えば、虐待を受けた利用者の情報を巡って、個人情報保護を理由に現場で適切な情報共有ができず、その後の更なる虐待を防止できなかったことなどが挙げられる。施設内部のハラスメントなどで職員の離職率が高いなど内部統制上の問題があっても、プライバシーを理由に適切な情報開示がなされないといった懸念事項も考えられる。

そこで、以下では社福法人が開示すべき情報としての財務情報並びに非財務情報に関する検 討を行うことにしたい。特に後者については範囲が広範なため、本稿ではプライバシーと関連する 部分に絞って考えてみることにしたい。社福法人におけるプライバシー問題の事例として、施設内 部で発生する介護事故が挙げられる。

ところで、社福法人のような法人には人格権に由来するプライバシーが認められるかについては 争いがある。法学的視点からは法人のプライバシーについては否定する見解が一般的であること から、法人内部の不祥事について、プライバシー保護を理由とする全面的な非公表は認められな いともいえそうである²⁸⁾。しかしながら、人格権的権利として法人の権利は名誉権などが判例法 理上も認められている上、近年の判例動向に鑑みると、法人のプライバシーを認める余地がないと までは言い難い²⁹⁾。

このようにステイクホルダーの個人情報などの内部情報の公開が絡む場合,不祥事の関連情報をどこまで明らかにできるかについては、非常に難しい問題である。職員の離職率や職員研修状況などガバナンス上の内部事情把握は、外部の福祉サービス利用主体としては優良施設か判断するために有意義といえるが、どこまでが開示すべき情報でどこまでが組織内部のノウハウ(財産権に位置づけられるため、厳密には人格権的な性質のプライバシーではないが、両者の混合という可能性もありえるので)なのか、両者の切り分けが難しいからである。

社福法人のディスクロージャーについては、財務情報に関しても不十分な点が多くみられる。その上、非財務情報については、プライバシーの問題も絡むこともあるため、把握自体が難しい。そこで、以下では、財務情報や非財務情報を巡る社福法人の不祥事のディスクロージャーの現状把握のため、データベースを利用して調査を行った。

3. 事例検討

今回は朝日新聞記事データベース「聞蔵」を利用して、財務情報関連の不祥事例の調査を行った。財務情報に関する典型的な不祥事として横領が挙げられるので、「社会福祉法人」「横領」

というキーワードで全期間検索したところ、ヒットは504件であった。これらを整理すると、被害金額は数百万レベルから億単位まで金額の違いはあるものの、その多くは理事長や事務局長のような組織の責任者、若しくは会計担当職員によるコンプライアンス違反の事例であり、施設内のガバナンスの機能不全が不祥事の原因と考えられる【表4】。

【表 4】近年の社会福祉法人の財務情報関連の主な不祥事(横領事件)

報道日時	事件内容	法人による情報公表
2014年10月	A社福法人元理事長に対し、運営費3000万円着服で執行猶予付き判決(2010年の県の定期監査で指摘を受けた後、法人の内部調査で横領が発覚し、2013年5月に刑事告訴)。	
2014年09月	B社福法人初代理事長の横領事件不起訴判断は不当との検察審査会の議決(仮払い名目で法人預金口座から計1050万円を職員に命じて払い戻させ着服したとして,2013年3月に関係者が業務上横領の疑いで元理事長が刑事告発されたが不起訴となった事件)。	×(HP有)
2014年09月	C社福法人の会計責任者が勤務先から7100万円を騙し取ったとして業務上横領等の罪が問われた件で懲役4年の有罪判決。 (2013年6月に高齢者介護施設などを運営している社福法人の元職員による1億3500円超横領の疑いで法人側が被害届)	×(HP無)
2014年07月	D社福法人元事務局長が運営資金 1350 万円横領容疑で逮捕・送検(2013 年 7 月に 9000 万円業務上横領容疑で刑事告訴)。	△(HP有)・本件への言及はないが、不正防止取組み姿勢を公表。・100年以上の歴史ある法人
2014年07月	社福法人E保育園の経理担当者に対し計 278 万円の横領で懲役3 年求刑(使途不明金 1400 万円についても余罪追及中)。	×(HP無)
2014年04月	社福法人F元理事長の無罪判決に対し地検控訴(法人の約800万円横領容疑で,2013年に元理事長が業務上横領罪で逮捕)。	×(HP有) 係争中の元理事長は 理事長職に復職。
2013年10月	G保育園前園長を100万円着服容疑で逮捕。未弁済金など計 1885万円の支払いを求める訴えを裁判所に提起。	×(HP無)
2013年10月	H特養の出納担当職員が85万円着服容疑で逮捕(他にも使途不明金160万円などの支出がある点が疑われる)。	×(HPあり) ・最大手の一つでSR 報告書公表団体。 ・コンプライアンス面で 本件への言及なし。
2012年11月	I特養の会計担当の元職員, 1800万円の業務上横領容疑で追送検(他にも2380万円の着服の疑いで社福法人が刑事告訴)。	×(HP無)
2012年7月	知的障害者支援施設経営の社福法人J会, 県から解散命令。 (2001 年に保護者から集めた寄付金約1億7000万円の使途不明金問題発覚。元理事長が業務上横領で逮捕・起訴されたが, 使途解明には至らず。県から3回業務改善命令が出たが, 同会は従わず。)	

出典:朝日新聞記事データベース「聞蔵」を利用して作成。

次に、非財務情報関連の不祥事の典型例としては、リスク情報でもあり個人のプライバシーが絡む例として介護事故が挙げられる。そこで「社会福祉法人」「介護事故」というキーワードで全期間検索したところ全5件であったが、その中で介護事故の具体的事例に関する記事は僅か3件に過ぎなかった【表5】。

【表 5】社会福祉法人の非財務情報関連の主な不祥事(介護事故)

報道日時	事件内容	法人の公表の有無		
2013年10月	K社福法人のデイサービスで元職員が介護事故の業過致死容疑で書類送検。	×(HP有)		
	利用者がL介護施設に対する骨折の損害賠償請求訴訟で勝訴。	×(HP有) 財務情報も無。		
2001年10月	介護事故被害者家族がM社福法人や行政側を相手に損害賠償 請求訴訟提起。	?(法人名不明)		

出典:朝日新聞記事データベース「聞蔵 |を利用して作成。

しかし、国民生活センターの調査によれば、関東地方の老人ホーム 16 施設において、介護保険制度導入前の 2000 年 1 月までにベッドからの転落やなど介護事故は 220 件あったとされる 300。特養を経営する法人数に比べて、報道などで公になる介護事故が圧倒的に少ない原因としては、第一に、福祉サービスの内容に関する苦情や相談内容はプライバシー保護などの理由のため、全国の消費生活センターでは原則公表されていない点が考えられる。第二に、介護事故が発生した場合、省令で事業者は市町村に報告する義務があるものの、法人自体には公表の定めがない点も公表阻害要因となっている 310。第三に、介護事故に関する全国的な統計データがない点も学げられる 320。

以上から、公となった不祥事を巡って社福法人自体がアカウンタビリティを十分果たしているかという点については、そもそもHPを持たない法人も多い上、調査した限りではHP上で横領事件について公表している団体など皆無であり、せいぜい不祥事の再発防止の取り組みを公表している団体が1つあったにすぎず、法人内部の事業内容については一般の地域住民にとってはなかなか伺いしれない状況にあるということが分かった。

実際, 社福法人の不祥事が発覚したケースの中には, 監督自治体の定期監査を端緒として, そこで指摘を受けた社福法人が内部調査をして発覚した場合も見られた³³。

従って、社福法人自身のガバナンス不全の自浄作用は期待し難く、パブリックセクターによる監督 は社福法人の経営健全化や透明性を高めるために極めて重要といえる。

Ⅵ. 考察

社福法人には,経営原則として,「福祉サービスの質の向上」と「事業経営の透明性の確保」が

求められている(社会福祉法 24 条)。ところが、透明性確保としてのディスクロージャーの状況を見ると、作成義務のある事業報告書や財産目録、貸借対照表といった財務はもちろんのことながら、作成義務はない非財務情報も含めてHPなどで一般向けにわかり易く開示している法人は非常に少ないのが現状である(社会福祉法 44 条 2 項)。そのため、今後の開示情報の統一的基準やガイドラインなどの法令整備が望まれるところである。

更に、開示されている事業報告書の内容についても改善が必要と考える。介護事故のようなリスク情報などの非財務情報開示については、利用者が福祉サービスを利用する際の判断や今後の業務改善に資するような形でなされるようになれば、ディスクロージャーの実行可能性が高まるものと考える。

ただし、社福法人の場合、企業とは存在目的が異なるため、上場企業の情報開示方法を模倣する形でディスクロージャー推進をすればよいというわけでない。社福法人の場合、営利企業のような営利追求が主目的の組織と異なり、様々な事情を抱える人間相手の仕事である以上、営利企業以上に権利擁護の観点からプライバシー保護が望まれるのは当然といえる。ただし、社福法人の現場では社会的弱者のケアが中心となることもあって、むしろプライバシー保護の過剰反応傾向すらみられることもある³⁴⁾。

しかしながら、組織のガバナンスにも関係する介護事故や横領事件のような内部不祥事がほと んど公表されていない点は経営の健全性を図っていくためには問題も多く、監督官庁のようなパブ リックセクターから補完的に情報開示を行っていくことが必要である。

社福法人においては、プライバシーには配慮しつつも、介護事故のようなリスク情報を今後の教訓のために公表することなど、福祉サービスの向上を目指すためにディスクロージャー推進は欠かせない。例えば、外部監査制度の導入はディスクロージャー推進の有効な手段と考える。財務情報に関しては、公認会計士や税理士といった会計専門家のチェックは開示情報の質を高めるために重要である。他方、事業報告書の内容説明のような非財務情報については、社会福祉士のような福祉マネジメントの専門家の視点も重要である。

このように社福法人の効果的外部監査を行う為には、多分野の専門家による協力的なチェック体制構築が望まれるところである。

究極的には、ディスクロージャー推進は地域福祉を支えてきた社福法人に対する地域住民の信頼を高めると共に、規制緩和の潮流の下で益々厳しくなる社福法人の存続のために欠かせない。 社福法人のディスクロージャーと共にプライバシーへの配慮は留意すべきであるが、両者の調和という難問については今後の検討課題とすることにしたい。

以上

〈注 釈〉

- 1) 三浦文夫編著:福祉サービスの基礎知識,自由国民社,2011.p15.26.
- 2) Id. p33.
- 3) 神野直彦(神野直彦・山本隆,山本惠子編著): 社会福祉サービスと財政,福祉行財政計画論,法律文化社, 2011,p5.
- 4) 第一種社会福祉事業には、障害児入所施設、特別養護老人ホーム、障害者支援施設の設置経営がある。第 二種社会福祉事業には、老人デイサービス事業、老人介護支援センター、保育所、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置経営がある。
- 5) 蟻塚昌克:社会福祉事業の概念の再検討,埼玉県立大学紀要Vol.4,2002,p118. 介護保険適用サービス分野における競争条件評価に関する平成14年度の公正取引委員会調査報告書によれば、社会福祉法人には公的扶助や税制優遇のため、民間の営利企業に比べて競争条件が有利であり、事業者の創意工夫を発揮できるような自由な事業活動を促すため、社会福祉法人への優遇措置の見直しが提言されている。
- 6) 神崎克郎:ディスクロージャー.弘文堂.1978.p2.
- 7) See, Brandeis, L.D., Other People's Money and How the Bankers Use It, New York, Stokes, 1914.
- 8) 宮内忍(国立社会保障・人口問題研究所編): 福祉分野におけるディスクロージャー制度の構築について,医療・介護の産業分析,東京大学出版会,2000,p215.
- 9) 司法制度改革審議会が 2001 年に発表した司法制度改革審議会意見書。See,拙稿:高等教育における「法教育」に関する一考察:福祉系大学での実践を通じて、田園調布学園大学紀要第6号,2011,p84。
- 10) かつては行政主導の措置委託方式のために、サービスの利用主体が顧客として社会福祉法人に対するステイクホルダーとして積極的に関与するという観点が薄かった。
- 11) その背景として、1990 年代後半から 2000 年代前半の一連の社会福祉制度改革による契約方式への変更の結果、社会福祉サービスを「選ぶ」顧客として、利用主体は社会福祉法人に対するステイクホルダーとして存在感を示すようになってきたことが挙げられる。
- 12) 非営利法人会計研究会編: 非営利組織体の会計・業績および税務: 理論・実務・制度の見地から,関東学院 大学出版会,2013,p137.
- 13) 有限責任監査法人トーマッパブリックセクター&ヘルスケアインダストリーグループ編: やさしくわかる 社会福祉法人の新しい会計基準,中央経済社,2012,p8.
- 14) 社会福祉法人への透明性確保を求める意見として、例えば、厚生労働省:社会福祉法人の経営に関する検討会報告書,2000,p2.
- 15) 厚生労働省,平成 23 年社会福祉施設等調査の概況における平成 23 年 10 月現在の調査結果参照。 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/11/dl/kekka-sisetu2.pdf,最終アクセス 2014/12/09.
- 16) 内閣府,平成 25 年度版高齢社会白書,第 1 章第 1 節高齢化の状況を参照。 http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/pdf/1s1s.pdf,最終アクセス 2014/12/09.
- 17) 厚生労働省,平成 24 年度介護保険事業状況報告書,概要p17, http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/12/dl/h24_gaiyou.pdf,最終アクセス 2014/12/09.
- 18) 厚生労働省,社会福祉法人のガバナンスについて,平成25年11月18日第3回社会福祉法人の在り方等に関する検討会資料,p15,
 - http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000030246.pdf,最終アクセス 2014/12/09.

- 19) 明治安田生活福祉研究所,介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書,2013,p25, http://www.myilw.co.jp/research/pdf/nursing care h24 01.pdf.最終アクセス 2014/12/09.
- 20) 平成13年3月12日老計発第13号老健局計画課長通知などによって、運営推進会議は年間6回以上開催とされる。
- 21) http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-8-27-1-1-0-0-0-0.html.最終アクセス 2014/12/09.
- 22) 向山敦夫黒木淳: 社会福祉法人の経営実態の分析: アンケート調査を中心として, 産業經理 73(1), 2013,pp41-51.
- 23) Id. p49.
- 24) 老発 0329 第 4 号 平成 25 年 3 月 29 日厚生労働省老健局振興課長通知『「介護サービスの公表」制度の施行について』の一部改正について』p10「2 介護サービス情報の具体的内容」「(2)報告が任意の情報」として「介護サービスに関する情報については、事業者の提供しているサービスの質を、客観的に判断することが容易な内容であることが適当であることから、要介護の改善状況、褥瘡の発生状況、転倒発生の状況や第三者評価の結果などが情報の内容として挙げられる」とされている。

実際、施設毎に地元向けに隔月に実施されている地域運営推進会議においてはリスク情報なども公表され、地域の代表者に対するディスクロージャーを実践しているとされる。だが、都市部のようにコミュニティの絆が希薄な地域では地域の代表者が地域住民を統括しているとはいえず、必ずしも十分効果的なディスクロージャーがなされているとはいえない。

- 25) 東京都社会福祉法人経営適正化検討会報告書:社会福祉法人の経営適正化に向けて:社会福祉法人が提供する福祉サービスを利用者が安心して,持続的に利用できるために,2011,p2,p4。
- 26) 例えば、財務諸表等の様式統一を提唱しているものとして、厚生労働省社会福祉法人の在り方等に関する 検討会、社会福祉法人制度の在り方について報告書、2014、p33、

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000050215.pdf.最終アクセス 2014/12/09.

- 27) 芦部信喜,高橋和之補訂:憲法,岩波書店,2007,p119.
- 28) 例えば、佃克彦: プライバシー・肖像権の法律実務,弘文堂,2010,p164.
- 29) 例えば、佐藤幸治:日本国憲法論,成文堂,2012,p153 によれば、「実定法上法人の名誉権は認められてきたが、プライバシーの権利なども同様の文脈で把握する余地があるであろう。」として、学校法人や医療法人などにもプライバシーの権利を認める余地があるという見解を提示している。また、法人のプライバシー問題については、拙稿:ビッグデータ時代における法人のプライバシーとディスクロージャーに関する一考察、年報経営ディスクロージャー研究第12号,2013,p46 にて詳細の検討を行っているのでご参照願いたい。
- 30) 朝日新聞,2001/10/24, 朝刊,「介護事故、繰り返させぬ 枚方の被害者家族が連絡会」
- 31) 朝日新聞,2007/07/04, 朝刊,「介護市場, どう健全化 1分の介助に30分の単価 「コムスン退場」の影」
- 32) 朝日新聞,2013/02/09, 朝刊,「実態つかめぬ介護事故 全国統計なく定義も様々」
- 33) 朝日新聞,2014/05/28, 朝刊,「運営費着服容疑で元理事長ら逮捕 由布の社会福祉法人」
- 34) 例えば、プライバシー保護を理由に、社会福祉士を目指す実習生に対して利用者の個人情報を開示しないといった対応は実際に実習現場で生じている。これは、相談援助プラン作成訓練の必要がある実習生に対する効果的な実習教育を阻害している点でプライバシー過剰反応の事例といえる。